

<保育所の取扱いについて>

- 1 保育所の名称が、『保育園』となります。
- 2 入園の受付について
 黒埼地区内の保育所の受付事務は、平成13年3月末まで黒埼支所で行います。
 平成13年4月以降は、各保育園で受け付けます。入園等に関するお問い合わせや相談については、各保育園、または新潟市役所本庁内児童福祉課へお尋ねください。
 また、各保育園ごとの保育内容（延長保育・乳児保育・一時保育等）を紹介する冊子「新潟市保育園情報」が、各保育園、黒埼支所、地区事務所、黒埼北部公民館などの窓口にありますので、保育園を選ぶ時の参考にご活用ください。

- 3 保育料について
 新潟市の保育料となりますが、経過措置として次の取扱いとなります。
 (1) 新潟市の保育料が高い階層については、その差額の1/3ずつを平成13年度、平成14年度で調整することになります。（平成15年度で同額となります。）
 (2) 新潟市の保育料が低い階層については、平成13年度から新潟市の保育料を適用します。
 (3) 二人の児童が同時入園している場合 ⇒ 一人が半額
 三人の児童が同時入園している場合 ⇒ 一人が半額、一人が無料

※保育料調整対象者（合併時、合併後も引き続き居住（住民登録）していることが条件となります。）

- (イ) 合併時、黒埼町に居住（住民登録）しており、黒埼町の保育所に入所している児童。
- (ロ) 合併時、黒埼町に居住（住民登録）しており、合併後、旧黒埼町の保育所に入園する児童。
- (ハ) 合併時、その保護者が黒埼町に居住（住民登録）しており、合併後、誕生し、旧黒埼町の保育所に入園する児童。

※尚、表1は平成12年度の保育料の金額ですので、改定された場合は変更となります。

4 保育料の納入について

(1)口座振替

現在利用されている金融機関などの内容はそのまま引き継がれますので、新たな手続きは不要です。

①振替日

各月分を毎月末日（その日が金融機関の休日の場合は翌営業日）に預金口座から振替します。

※前日までに入金がありませんと振替できません。（振替当日に入金されても振替できません。）

②翌月の再振替はなくなります。

各月の振替不能分は、翌月への再振替は行いませんので、納付書等で納入してください。

表1 保育料金額表の比較（平成12年度保育料金額表）

階層	定義	平成12年度保育料（3歳未満児）			平成12年度保育料（3歳以上児）		
		新潟市	黒埼町	差額	新潟市	黒埼町	差額
A	被保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯 （上段母子世帯など）	0 3,000	0 5,100	0 △2,100	0 2,000	0 3,800	0 △1,800
C1	市民税均等割世帯	12,100	14,200	△2,100	9,800	9,100	700
C2	市民税所得割世帯	13,600	14,900	△1,300	11,900	11,000	900
D1	所得税 10,000 未満	16,500	18,300	△1,800	15,400	16,800	△1,400
D2	10,000-17,000未満	21,000		2,700	19,100		2,300
D3	17,000-30,000未満	22,500	25,200	4,200	21,200	21,500	4,400
	30,000-35,000未満			△2,700			△300
D4	35,000-50,000未満	26,500	25,200	1,300	25,900	21,500	4,400
D5	50,000-80,000未満	30,000	31,700	4,800	27,000	26,100	5,500
D6	80,000-95,000未満	31,600		△100	29,100		3,000
D7	95,000-110,000未満	35,600		3,900	32,200		6,100
D8	110,000-140,000未満	38,400		6,700	32,800		6,700
D9	140,000-150,000未満	41,200	33,800	9,500	33,300	28,000	7,200
	150,000-170,000未満			7,400			5,300
D10	170,000-200,000未満	44,000	36,900	10,200	33,800	29,400	5,800
D11	200,000-260,000未満	47,300		10,400	35,100		5,700
D12	260,000-420,000未満	49,400		12,500	35,300		5,900
D13	420,000-490,000未満	52,000		15,100	35,500		6,100
D14	490,000-510,000未満	53,900	39,500	17,000	35,700	29,700	6,300
	510,000-590,000未満			14,400			6,000
D15	590,000-800,000未満	57,200	39,500	17,700	35,800	29,700	6,100
D16	800,000 以上	62,200		22,700	35,900		6,200

<放課後児童健全育成（ひまわりクラブ）について>

小学校低学年児童の保護、健全育成を図るための制度です。

現在の『わくわくクラブ』は合併後、新潟市の『ひまわりクラブ』に引き継がれます。

[合併後の制度の概要]

開設日：祝日と年末年始を除く月曜日～土曜日

時間：放課後から午後5時30分

第2・4土曜日、春・夏・冬休みの期間は午前9時～午後5時30分

利用料：月額 6,900円（他におやつ代が必要） ※平成13年4月以降